

企 画 総 務 委 員 会

令和8年6月15日

1 報告事項

【地域振興部】

- (1) 町会支援プログラム事業について 【資料】
- (2) 在留カード等と個人番号カードの一体化に伴う印鑑登録証明書
コンビニ交付の拡大について 【資料】
- (3) 税制改正について 【資料】
- (4) 客引き行為等の防止に関する見直しの検討について 【資料】
- (5) (仮称) 第7次ジェンダー平等推進行動計画について 【資料】
- (6) (仮称) 千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルス
ホールちよだ）整備等に向けた基本方針について 【資料】
- (7) (仮称) 新九段生涯学習館基本計画について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 職員等公益通報制度について 【資料】
- (2) 区立内幸町ホール改修工事の契約変更について 【資料】
- (3) 区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事について 【資料】
- (4) 区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事について 【資料】
- (5) 区立内幸町ホール改修工事について 【資料】
- (6) 区立内幸町ホール改修電気設備工事について 【資料】
- (7) 令和7年度千代田区債権管理条例の運用状況について 【資料】
- (8) 三崎橋補修等工事に係る入札状況について 【資料】
- (9) 災害対策用備蓄物資（食料）の購入について 【資料】
- (10) 避難所環境整備に係る物資の購入について 【資料】
- (11) 電子黒板等の購入について 【資料】

【会計室】

- (1) 令和7年度 各会計決算額（速報） 【資料】

2 その他

令和8年度 町会支援プログラム事業について

1 事業の概要

町会、連合町会がかかえる困りごとをお聞きし、課題分析シートを作成するとともに、状況に合わせた解決・改善策を一緒に考えます。

そのうえで、課題に応じてさまざまなメニューを組み合わせ、課題解決に向け、伴走による活動支援を行います。

2 支援メニュー（主なものの例）

（1）町会運営の改善

規約改正、役員の業務の整理＜負担軽減＞、各種助成制度紹介・申請の支援、会費集金方法の見直し、担い手創出、他町会・事業所との連携、法人化支援

（2）加入促進

町会PRパンフレット作成支援、加入メリットの周知、マンション居住者へのアプローチ方法助言、未加入者との関係構築

（3）デジタル化推進

運営のDX化（電子回覧板、事務処理、会議、会計等アプリケーションやツール導入・運用、過去の町会報や記念誌等のデジタル化）

（4）イベント等支援

イベント企画、イベント担い手・協力者の確保に向けた取組、マンションとの共催、町会誌・周年記念誌等の制作など

3 令和7年度の主な支援実績（令和8年2月から開始）

（1）デジタル化推進

①デジタル活用支援事業の継続支援 1町会

会員のデジタルスキル向上等町会活性化に資する事業の支援

②町会活動のデジタル化に関する支援 1町会

町会内の防災意識向上と防災アプリ導入・運用に向けた支援

（2）町会運営

○町会組織の運営に関する支援 1町会

組織運営における課題整理及び今後の対応等について支援

4 令和8年度の申込状況

（1）申込×切：5月15日（金）

（2）申込町会数：9町会

①デジタル活用支援 2件

②町会運営に関することおよび加入促進など 7件

※令和7年度支援団体3町会を含め、8年度は計12町会の支援を開始予定（5月15日現在）

※申込は締め切ったが、合計20団体を上限として、今後も引き続き相談等を受付

5 今後の見込み・取組

（1）令和8年度

- ・申込町会に対する伴走支援の着実な実施
- ・年度末に効果の検証を行う。
- ・支援事例集等を整備し、他町会への横展開を図る。

（2）今後

- ・令和8年度の支援実績を踏まえ、より効果的な町会支援につなげていく。

在留カード等と個人番号カードの一体化に伴う 印鑑登録証明書コンビニ交付の拡大について

1 カード一体化の経緯

日本国に在留する外国人は、その多くが在留カード又は特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)のほか、個人番号カードを所持している。

しかし、現在、これら個人番号カードを所持する外国人は、在留カード等と個人番号カードに関する手続をそれぞれ別の行政機関において行う必要があり、煩雑な手続を余儀なくされている。

そこで今回、日本国に適法に在留する外国人の利便性・生活の質の向上及び行政運営の効率化を図るため、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」等の法律が改正され、在留カード等と個人番号カードを一体化することが可能となった。

2 コンビニ交付サービスに係る対応

「千代田区印鑑条例(昭和 50 年千代田区条例第 12 号)」において、多機能端末機での印鑑登録証明書の申請等(コンビニ交付サービス)について、個人番号カードの利用が規定されている。

このたびの法律改正により、在留カード等と個人番号カードが一体化したカードでも同サービスを利用することができるよう、条例改正を行う必要がある。

3 改正内容

多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等の対象について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加える。

税制改正について

1 税制改正に伴う地方税の改正

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)等の一部改正に伴い、千代田区特別区税条例(昭和 39 年千代田区条例第 37 号)について、所用の改正を行う。

2 主な改正概要

(1)寄附金税額控除の算定に用いる税率の見直しに伴う改正

寄附金税額控除における調整割合について、令和20年度以降の割合が定められたことについて規定整備を行う。

(2)扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正

区民税において、公的年金等受給者の扶養親族等の必要な情報が得られるよう提出義務の範囲について規定整備を行う。

(3)医療費控除の特例の適用期限の廃止に伴う改正

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限の終期(現行:令和9年度まで)を廃止する。

(4)住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に伴う改正

区民税における住宅借入金等特別税額控除について、特例の適用期限を5年間(令和 25 年度まで)延長する。

(5)長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期間の延長に伴う改正

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例対象範囲の規定を整備するとともに、適用期限を令和 11 年度(現行:令和8年度)まで延長する。

3 施行予定日

2(1)および(5)に関する規定 令和 10 年1月1日

2(2)から(4)までに係る規定 令和 9年1月1日

客引き行為等の防止に関する見直しの検討について

安全生活課

1 検討の背景

平成26年に「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を制定し、警察や地域団体と連携して指導・啓発を進めてきた。

しかし近年、秋葉原・神田・水道橋などで客引きや客待ち行為が増加・巧妙化し、区民からの苦情も寄せられている。体感治安の悪化も懸念されることから、指導中心である現行の運用を検証し、過料の適用を含む実効性ある対策の検討を進める。

2 現行制度の課題

- ・指導・注意が中心で罰則がない
- ・改善命令の要件が厳しく適用実績がない
- ・抑止力が不十分である

3 検討会の設置

名 称 (仮称)客引き対策検討会

委 員 町会・商店街・警察関係の代表者

所掌事項 千代田区における客引き等の課題状況を踏まえて、現行客引き防止施策の見直しと罰則適用の可能性について検討する。

4 検討項目

- ・客引き行為等の現況と課題
- ・他区の対策状況
- ・実効性のある対策について

5 スケジュール

令和8年7月 検討会設置

(仮称)第7次ジェンダー平等推進行動計画について

1 背景・目的

千代田区におけるジェンダー平等における取組を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、令和4年3月に第6次ジェンダー平等推進行動計画を策定した。本計画の終了年は令和8年度であることから、令和7年度は意識・実態調査を実施し、調査結果の取りまとめや分析を行ったところである。令和8年度は、意識・実態調査の結果や、男女平等推進区民会議のご意見、国や都の動向等を踏まえ、「(仮称)第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

千代田区第4次基本構想の下部に位置付けられる分野別計画とする。

3 計画期間

令和9年度から令和 14 年度までの 6 年間

4 検討体制

男女平等推進区民会議(女性活躍推進会議)

学識経験者、関係団体、区民等 計 15 名

※庁内の検討体制として男女平等推進委員会を設置

副区長、文化スポーツ担当部長、庁内関係部署の部課長 計14名

5 スケジュール

令和8年 11 月 (仮称)第7次ジェンダー平等推進行動計画素案作成

令和9年 1 月 パブリックコメント実施

3月 (仮称)第7次ジェンダー平等推進行動計画策定

(仮称) 千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルスホールちよだ） 整備等に向けた基本方針について

1 経緯

カザルスホールは昭和62年に開館した日本初の本格的室内楽専用ホールであり、平成14年以降は「日本大学カザルスホール」として日本大学が所有してきたが、平成22年以降は音楽ホールとしての活用が行われていない状況にある。こうした中、その歴史的・文化的価値の継承や今後の活用のあり方について整理が求められており、区と日本大学は施設の再生に向けて令和7年10月から日本大学との協議を開始した。

これまでの協議の経過を踏まえ、区が「日本大学カザルスホール」を借り受けて運営するにあたり、一定の認識の共有が図られたことから、本施設整備等に関する基本方針を定める。

2 基本方針

(1) 概要

① 名称

- 公の施設として条例に明記する名称は、(仮称)「千代田区立神田駿河台ホール」とし、施設の通称名は「日本大学カザルスホールちよだ」とする。

② 施設の整備・改修の実施主体

- 施設の整備・改修の実施主体は、施設を所有する日本大学とする。

③ 改修に係る両者の費用負担

- 本来機能回復のための改修は日本大学が負担し、区が運営するに当たって必要と考える追加の改修工事は区が負担する。

④ 備品

- 借り受け後に区が用意する。

⑤ 契約期間

- 借受期間は20年。借り受けについては、施設への課税状況、通称名への大学名の使用、日本大学学生へのメリット付与、運営費用の区負担等を踏まえ、使用貸借契約を前提とする。賃貸借契約を締結する場合、賃料は、区の一般会計予算を踏まえ両者で協議する。

⑥ 指定管理者制度

- 施設の運営は、指定管理者制度を前提とする。

※詳細は別紙「基本方針」参照。

(2) 締結時期

令和8年6月中旬～下旬

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 令和8年7月 | (仮称) 千代田区立神田駿河台ホール活用に関する基本構想（案）作成 |
| 8月 | パブリックコメント実施 |
| 9月 | (仮称) 千代田区立神田駿河台ホール活用に関する基本構想策定 |
| 10月～12月 | (仮称) 千代田区立神田駿河台ホール活用に関する基本協定締結 |
| 令和9年2月 | (仮称) 千代田区立神田駿河台ホール設置条例上程 |

(仮称) 千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルスホールちよだ）
整備等に向けた基本方針（案）

千代田区（以下「区」という。）と学校法人日本大学（以下「日本大学」という。）とは、区が「日本大学カザルスホール」（以下「施設」という。）を借り受けて運営するに当たり、これまでの日本大学と区の協議を踏まえ、基本方針を定める。

区は、法令に則り、当該施設を区民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（以下「公の施設」という。）として位置づけ、日本大学と協力してその運営にあたるものとする。

1 名称

公の施設として条例に明記する名称は、(仮称)「千代田区立神田駿河台ホール」とする。施設の通称名は「日本大学カザルスホールちよだ」とし、広報物等における表記は原則として通称名を用いることとする。

2 施設の整備・改修の実施主体

施設の運営開始に当たり実施する当該施設の整備・改修の実施主体は、区が要望する工事を含め、施設を所有する日本大学とする。

3 改修に係る両者の費用負担

本来機能回復のための改修は、日本大学が負担する。ただし、区が運営するに当たって区民福祉の増進のため特に必要と考える追加の改修であってその工事内容と費用について区が承認したものについては、区が負担する。

4 備品

借り受け後に区が用意する。

5 契約期間

区民に長期で安定的なサービスを供給するため、施設の借受期間は20年とする。

ただし、運営状況を踏まえ、必要に応じ区と日本大学は当該借受期間について別途協議するものとする。

借り受けについては、施設への課税の状況、通称名への大学名の使用、日本大学の学生へのメリットの付与、運営費用の区負担等を踏まえ、日本大学と区の使用貸借契約を前提とする。ただし、賃貸借契約を締結する場合、賃料について、区の一般会計予算を踏まえ両方で協議する。

なお、運営開始後の維持補修に関する費用負担については、契約で別途定めることとする。

6 指定管理者制度

区が施設を運営するに当たっては、指定管理者制度を前提とする。

基本方針の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自一通を保有するものとする。

令和8年6月 日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区

区長 樋口 高顕

東京都千代田区九段南四丁目8番24号
学校法人日本大学

理事長 林 真理子

(仮称)新九段生涯学習館基本計画について

1 趣 旨

九段生涯学習館(昭和55年竣工)は、「九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業」の地区内に所在している。本再開発事業により整備される施設建築物において、区が従後取得する権利床については、「九段生涯学習館」とし、生涯学習館の機能更新を軸に検討していくこととしている。

令和8年度は、学識経験者や団体関係者で構成する(仮称)新九段生涯学習館基本計画検討会(以下「検討会」という。)を設置し、昨年度策定した(仮称)新九段生涯学習館基本構想の内容を踏まえ、(仮称)新九段生涯学習館基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 検討会の設置

(1) 目的

基本計画を策定するため、学識経験者や団体関係者で構成する検討会を設置し、新たな生涯学習館の施設計画について検討する。

(2) 検討会の構成

学識経験者、団体関係者 計6名程度

(団体関係者)

千代田区障害者共助会、千代田区青少年委員、千代田区文化連盟、千代田区文化芸術協会、千代田区スポーツ推進委員協議会、千代田区社会教育委員

(3) 検討内容

- ・ 諸室機能の相関について
- ・ 階層構成について
- ・ 平面構成について 等

※検討内容や進め方については、検討会にて協議のうえ決定する。

3 今後のスケジュール(予定)

令和8年7月 検討会開催

11月 基本計画(案)作成

令和9年1月 パブリックコメント実施

3月(仮称)新九段生涯学習館基本計画策定

職員等公益通報制度について

- 1 職員等公益通報制度の目的（千代田区職員等公益通報条例（平成 15 年条例第 13 号））
職員等が、公益に反する事態を是正するため正当な通報をしたことにより不利益取扱を受けないようにするとともに、行政監察員を設置して公益のための通報の機会を拡充し、もって透明で適法かつ公正な区政運営に資することを目的とする。

2 職員等公益通報制度の見直し

（1）内部職員等公益通報処理要綱※の改正（令和 7 年度）

※ 区職員等から通報があった場合の処理等についての必要な事項（手続）を定めるとともに、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）及び条例を踏まえた通報対応等について定めるもの

<主な改正概要>

ア 従前、公益通報窓口を行政監察員のほか、課長以上の職にある者、総務課に設置する窓口としていたところ、通報者の情報を保護するため、行政監察員のほか、法務担当課長及び総務課職員（法務担当）に限定した。

イ 中立、公正な立場での調査結果等を担保するため、通報対応責任者（政策経営部長）が受理した通報に係る調査についても、原則行政監察員に行わせ、報告させることとした。

（2）公益通報制度の理解促進に係る講話（研修）を実施

令和 7 年度：行政監察員・法務担当課長を講師とした集合研修を実施
（当日参加者：22 名。研修後、オンラインでも全庁配信）
令和 8 年度：行政監察員を講師とした研修を実施（予定）

3 公益通報後の主な流れ

（1）行政監察員に通報があった場合

- ①通報を受理した行政監察員が調査を実施
- ②行政監察員が結果を区長に報告
- ③違法又は不当な事実がある場合、区長は、再発防止のための必要な措置

（2）公益通報窓口（行政監察員以外）に通報があった場合

- ①通報対応責任者が通報を受理した上で、行政監察員が調査を実施
- ②行政監察員が結果を区長に報告
- ③違法又は不当な事実がある場合、（1）と同様に措置

- 4 参考（直近の通報実績）※ 行政監察員が通報を受理し、調査を終了した件数
令和 7 年度：2 件、令和 6 年度：1 件、令和 5 年度：1 件

区立内幸町ホール改修工事の契約変更について

1. 施設概要

- ・敷地面積 1,357.28㎡
- ・延床面積 1,903.63㎡
- ・構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階／地下1階
- ・竣工年月日 平成8年12月26日（築29年）
- ・主な用途 地下1階：エントランスホール、舞台、客席、楽屋、事務管理室
1階：ミーティング室、調整室、機械室
2階：屋外広場、備品庫
3階：機械室

2. 工事概要

- ・舞台及び舞台機構・観覧席・トイレ・控室等改修
- ・バックヤード出入口スロープ設置
- ・屋上防水改修
- ・受変電設備の更新・照明器具、非常用照明、誘導灯の更新等
- ・空調設備・給排水衛生設備・消火設備の更新等
- ・荷物用昇降機の更新

3. 契約状況

工事工種	契約金額	契約工期
建築工事	379,500,000円	R7.7.8～R8.11.30
電気設備工事	191,290,000円	R7.12.11～R9.4.30
機械設備工事	381,541,600円	R8.3.24～R9.7.30
舞台機構工事	80,300,000円	R7.6.25～R8.11.30
舞台照明設備工事	220,791,890円	R7.7.8～R8.11.30
舞台音響設備工事	164,912,000円	R7.7.8～R8.11.30

4. 契約変更内容

契約工期の延長及び諸経費の増額

5. 予定契約変更金額 (税込)

工事種別	現在の契約金額	予定契約変更金額	予定増額	契約変更
建築工事	379,500,000円	398,002,000円	18,502,000円 (約4.88%)	専決
電気設備工事	191,290,000円	197,846,000円	6,556,000円 (約3.43%)	専決
機械設備工事	381,541,600円	381,541,600円	(変更なし)	—
舞台機構工事	80,300,000円	82,929,000円	2,629,000円 (約3.27%)	参考
舞台照明設備工事	220,791,890円	233,453,000円	12,661,110円 (約5.73%)	議案
舞台音響設備工事	164,912,000円	175,593,000円	10,681,000円 (約6.48%)	議案
合 計	1,418,335,490円	1,469,364,600円	51,029,110円 (約3.60%)	

6. 契約工期の変更

- ・ 建築工事・舞台照明設備工事・舞台音響設備工事

令和7年7月8日から令和8年11月30日まで ⇒ 令和9年7月30日まで (8か月延長)

- ・ 舞台機構工事

令和7年6月25日から令和8年11月30日まで ⇒ 令和9年7月30日まで (8か月延長)

- ・ 電気設備工事

令和7年12月11日から令和9年4月30日まで ⇒ 令和9年7月30日まで (3か月延長)

区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事について

政策経営部 契約課

1 経過

年	令和7年度	令和8年度		令和9年度
月	7月	7月	11月	7月
当初	7/7 契約	11/30		
変更 第1回		契約 議案 変更		7/30

2 契約日 令和7年7月7日

3 契約の相手方 東京都台東区池之端2丁目7番17号 井門池之端ビル
株式会社松村電機製作所 東京支店
支店長 塚田 暁

4 契約見込金額	当 初	220,791,890円
	第1回	233,453,000円（令和8年2定議案予定）
	増減額	12,661,110円 5.7%増

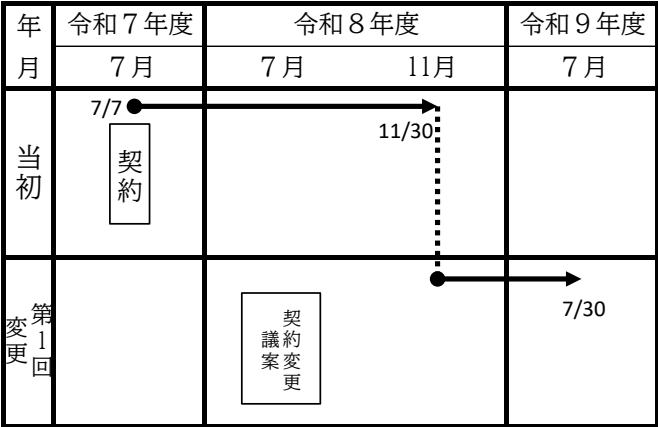
5 変更内容 契約工期の延長及び諸経費の増額

6 契約期間	当 初	契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
	第1回	契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで

区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事について

政策経営部 契約課

1 経過



2 契約日
 令和7年7月7日

3 契約の相手方
 神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目1番2号
 ヤマハサウンドシステム株式会社
 代表取締役 津川 能行

4 契約見込金額	当初	164,912,000円
	第1回	175,593,000円（令和8年2定議案予定）
	増減額	10,681,000円 6.5%増

5 変更内容
 契約工期の延長及び諸経費の増額

6 契約期間
 当初 契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
 第1回 契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで

区立内幸町ホール改修工事について

政策経営部 契約課

1 経過

年 月	令和 7 年度 7 月	令和 8 年度 7 月 11 月		令和 9 年度 7 月
当初	7/7 契約	11/30		
変更 第 1 回		専決報告		7/30

2 契約日 令和 7 年 7 月 7 日

3 契約の相手方 東京都荒川区東尾久三丁目 9 番 15 号
株式会社東工務店
代表取締役 小根澤 美和

4 契約見込金額	当 初	3 7 9 , 5 0 0 , 0 0 0 円
	第 1 回	3 9 8 , 0 0 2 , 0 0 0 円 (令和 8 年 2 定専決報告予定)
	増減額	1 8 , 5 0 2 , 0 0 0 円 4 . 9 % 増

5 変更内容 契約工期の延長及び諸経費の増額

6 契約期間	当 初	契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 30 日まで
	第 1 回	契約締結日の翌日から令和 9 年 7 月 30 日まで

区立内幸町ホール改修電気設備工事について

政策経営部 契約課

1 経過

年	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
月	12 月	7 月	4 月	7 月
当初	12/10 ● 契約		4/30 ●	
変更 第 1 回		専決報告	●	7/30 ●

2 契約日 令和 7 年 12 月 10 日

3 契約の相手方 東京都葛飾区東立石四丁目 45 番 5 号
工藤電業株式会社
代表取締役 工藤 賢作

4 契約見込金額	当 初	1 9 1 , 2 9 0 , 0 0 0 円
	第 1 回	1 9 7 , 8 4 6 , 0 0 0 円 (令和 8 年 2 定専決報告予定)
	増減額	6 , 5 5 6 , 0 0 0 円 3 . 4 % 増

5 変更内容 契約工期の延長及び諸経費の増額

6 契約期間 当 初 契約締結日の翌日から令和 9 年 4 月 30 日まで
第 1 回 契約締結日の翌日から令和 9 年 7 月 30 日まで

令和 7 年度千代田区債権管理条例の運用状況について

1 債権の放棄について

千代田区債権管理条例第 7 条の規定に基づき、令和 7 年度に放棄した債権について報告する。

債権の放棄

債権の種類	件 数	金 額
2 種類	2 件	2,145,479 円

2 公表について

債権の放棄の状況について、常任委員会報告後に区ホームページで公表する。

〔参考〕千代田区債権管理条例（抄）
（放棄）

第 7 条 区長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権等及びこれに係る遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。

- （1）債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で当該私債権等について履行される見込みがないと認められるとき。
- （2）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該私債権等につきその責任を免れたとき又は法人である債務者が同法第 216 条若しくは第 217 条の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。
- （3）当該私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- （4）令第 171 条の 2 の規定による強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該私債権等について、当該強制執行等の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、履行される見込みがないと認められるとき。
- （5）前条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- （6）債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

別添

債権の放棄について

[illegible]

三崎橋補修等工事に係る入札状況について

政策経営部 契約課

1 工事場所

千代田区飯田橋三丁目 11 番先～千代田区神田三崎町三丁目 9 番先

2 工事概要

【施工概要】

昼夜間施工

施工延長 31.2m

【内容】

塗装塗替工、支承取替工、縁端拡幅取替工、ひび割れ補修工、橋台補修工
パラペット取替工、伸縮装置取替工、親柱撤去・復旧工、舗装打換工

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 7 月 31 日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（2 者 J V または単体）

5 入札結果

6 月 1 日開札

業者名	入札金額（税込）	結果
ショーボンド建設株式会社 東京支店	693,000,000 円	落札
鉄建建設株式会社 東京支店	818,400,000 円	
前田建設工業株式会社 東京建築支店	辞退	

予定価格（事後公表） 899,512,900 円（税込）

6 契約の相手方

東京都江東区南砂二丁目 2 番 17 号

ショーボンド建設株式会社 東京支店

支店長 大矢 茂

災害対策用備蓄物資（食料）の購入について

政策経営部 契約課

1 購入品目

品 名	数 量	単位
ライスクッキー	7,008	食
ビスケット	89,220	食
レトルトご飯	10,650	食
アルファ化米	10,200	食
アルファ化米【白がゆ】	1,850	食
主菜（魚）	44,050	食
主菜（野菜）	50,650	食
主菜（牛肉）	44,664	食

2 契約方法

公募制指名競争入札による契約

3 納入期限

令和 9 年 2 月 26 日

4 入札結果

6 月 2 日開札

業者名	入札金額（税込）	結果
株式会社清水商会 東京支店	121,107,398 円	落札
富士防災設備株式会社	122,036,004 円	
株式会社渡辺武商店	122,711,782 円	
シノハラ防災株式会社	124,104,204 円	
株式会社河本総合防災 東京支社	128,497,212 円	
有限会社三章堂	辞退	

5 契約の相手方

東京都千代田区神田小川町三丁目 2 4 番地 1 カスタリアお茶の水
株式会社清水商会 東京支店
支店長 清水 竜也

避難所環境整備に係る物資の購入について

政策経営部 契約課

1 購入品目

品 名	数 量	単位
避難所用テント型間仕切り（2人用）・目隠しシート	1,200	セット
避難所用簡易ベッド	1,200	台

2 契約方法

公募制指名競争入札による契約

3 納入期限

令和8年12月25日

4 入札結果

6月2日開札

業者名	入札金額（税込）	結果
ロイヤル防災株式会社 東京支店	26,796,000 円	落札
株式会社渡辺武商店	27,852,000 円	
株式会社河本総合防災 東京支社	28,776,000 円	
有限会社三章堂	辞退	

5 契約の相手方

東京都千代田区神田小川町三丁目24番地1 カスタリアお茶の水

ロイヤル防災株式会社 東京支店

取締役支店長 清水 博

電子黒板等の購入について

政策経営部 契約課

1 購入品目

品 名	数 量	単位
電子黒板	23	台
スイッチャー：23 式、スライドレール：2 式、配線キャリーシステム：2 式、HDMI ケーブル：23 本、F 型レール：2 セット 他	1	式

2 契約方法

公募制指名競争入札による契約

3 納入期限

令和8年8月31日

4 入札結果

5月29日開札

業者名	入札金額（税込）	結果
ジャンボ株式会社	37,840,000 円	落札
有限会社三章堂	42,175,100 円	

5 契約の相手方

東京都千代田区飯田橋二丁目18番1号

ジャンボ株式会社

代表取締役 竹内 康

令和7年度 各会計決算額(速報)

令和8年5月31日

1 一 般 会 計			
A. 予 算 現 額		85,301,898,000 円	
	内 訳	現 年 度	84,213,937,000 円
		繰越明許費	1,087,961,000 円
B. 歳 入 総 額		79,297,985,038 円（収入率 93.0 % ）	
C. 歳 出 総 額		73,738,014,584 円（執行率 86.4 % ）	
D. 歳 入 歳 出 差 引 額 （B－C）		5,559,970,454 円	
翌年度へ繰り越すべき財源			
E. 繰越明許費繰越額		985,931,000 円	
(注)繰越明許費繰越額＝繰越明許費 － 未収入特定財源			
未収入特定財源		繰 越 明 許 費	
9,000,000 円	国庫補助金	物価高対応子育て応援手当（給付金） 9,000,000 円	
93,030,000 円	基金繰入金	物価高対応子育て応援手当（事務費） 50,000 円	
		物価高騰対策区民の暮らし支援事業 770,951,000 円	
		占用総合管理システム 10,597,000 円	
		バリアフリー歩行空間の整備（歩道の設置・拡幅整備） 158,000,000 円	
		自転車通行環境整備 46,333,000 円	
		公園・児童遊園の整備（公園・児童遊園の整備） 57,000,000 円	
		本庁舎管理（本庁舎管理） 36,030,000 円	
		計 1,087,961,000 円	
F. 実質収支額（D－E）		4,574,039,454 円	
2 国民健康保険事業会計			
A. 予 算 現 額		6,553,113,000 円	
B. 歳 入 総 額		6,556,510,906 円（収入率 100.1 % ）	
C. 歳 出 総 額		5,807,243,177 円（執行率 88.6 % ）	
D. 歳 入 歳 出 差 引 額 （B－C） （実質収支額）		749,267,729 円	
3 介護保険特別会計			
A. 予 算 現 額		5,190,760,000 円	
B. 歳 入 総 額		4,892,988,337 円（収入率 94.3 % ）	
C. 歳 出 総 額		4,682,089,490 円（執行率 90.2 % ）	
D. 歳 入 歳 出 差 引 額 （B－C） （実質収支額）		210,898,847 円	
4 後期高齢者医療特別会計			
A. 予 算 現 額		2,348,146,000 円	
B. 歳 入 総 額		2,319,544,259 円（収入率 98.8 % ）	
C. 歳 出 総 額		2,223,457,637 円（執行率 94.7 % ）	
D. 歳 入 歳 出 差 引 額 （B－C） （実質収支額）		96,086,622 円	

区分	一 般 会 計			国民健康保険事業会計			介護保険特別会計			後期高齢者医療特別会計			合 計		
	令和7年度	令和6年度	増減率	令和7年度	令和6年度	増減率	令和7年度	令和6年度	増減率	令和7年度	令和6年度	増減率	令和7年度	令和6年度	増減率
予算現額	円 85,301,898,000	円 77,050,123,000	% 10.7	円 6,553,113,000	円 7,189,915,000	% △ 8.9	円 5,190,760,000	円 5,146,371,000	% 0.9	円 2,348,146,000	円 2,305,096,000	% 1.9	円 99,393,917,000	円 91,691,505,000	% 8.4
歳入総額	79,297,985,038	70,646,843,990	12.2	6,556,510,906	6,823,951,846	△ 3.9	4,892,988,337	4,909,775,689	△ 0.3	2,319,544,259	2,216,014,269	4.7	93,067,028,540	84,596,585,794	10.0
歳出総額	73,738,014,584	65,973,842,102	11.8	5,807,243,177	5,964,334,653	△ 2.6	4,682,089,490	4,744,116,097	△ 1.3	2,223,457,637	2,147,335,549	3.5	86,450,804,888	78,829,628,401	9.7
歳入歳出 差 引 額	5,559,970,454	4,673,001,888	19.0	749,267,729	859,617,193	△ 12.8	210,898,847	165,659,592	27.3	96,086,622	68,678,720	39.9	6,616,223,652	5,766,957,393	14.7
繰越明許費 繰越額	985,931,000	1,324,749,000	△ 25.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	985,931,000	1,324,749,000	△ 25.6
実質 収支額	4,574,039,454	3,348,252,888	36.6	749,267,729	859,617,193	△ 12.8	210,898,847	165,659,592	27.3	96,086,622	68,678,720	39.9	5,630,292,652	4,442,208,393	26.7
収入率	% 93.0	% 91.7	—	% 100.1	% 94.9	—	% 94.3	% 95.4	—	% 98.8	% 96.1	—	% 93.6	% 92.3	—
執行率	% 86.4	% 85.6	—	% 88.6	% 83.0	—	% 90.2	% 92.2	—	% 94.7	% 93.2	—	% 87.0	% 86.0	—